

議案第67号

新座市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

(新座市子ども医療費支給に関する条例の一部改正)

第1条 新座市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年新座市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給の方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、対象の子どもが<u>現物給付を実施する埼玉県内の</u>保険医療機関等で医療を受けた場合には、当該保険医療機関等の請求に基づき、一部負担金等を対象のこどもの保護者に代わつて当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(受給者の登録)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受給者は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>国民健康保険法又は社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに受給資格証を提示しなければならない。</u></p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、対象の子どもが<u>市長の指定する</u>保険医療機関等で医療を受けた場合には、当該保険医療機関等の請求に基づき、一部負担金等を対象のこどもの保護者に代わつて当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(受給者の登録)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受給者は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>保険医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証を提示しなければならない。</u></p>

(新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部改正)

第2条 新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例(昭和58年新座市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格登録者(次条及び第12</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格登録者(次条及び第12</p>

条において「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等又は被扶養者であることの確認を受けるとともに受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第9条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等で医療を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、一部負担金等を受給者に代わつて当該医療機関等に支払うことができる。

3 [略]

条において「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証を提出するとともに受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第9条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、一部負担金等を受給者に代わつて当該医療機関等に支払うことができる。

3 [略]

(新座市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第3条 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年新座市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(受給者証の交付) 第6条 [略]</p> <p><u>(受給者証の提示)</u> 第6条の2 前条の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、<u>医療機関等において療養を受けようとする場合は、医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受ける</u>とともに<u>受給者証を提示</u>しなければならない。</p> <p>(支給の範囲) 第7条 市は、<u>受給者</u>が支払った一の医療機関等における対象者ごとの療養に係る一部負担金のうち、それぞれ次に掲げる額を超える額に相当する医療費を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略] 2 [略]</p>	<p>(受給者証の交付) 第6条 [略]</p> <p>(支給の範囲) 第7条 市は、<u>受給者証の交付を受けている者</u>(以下「受給者」という。)が支払った一の医療機関等における対象者ごとの療養に係る一部負担金のうち、それぞれ次に掲げる額を超える額に相当する医療費を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略] 2 [略]</p>

<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、対象者が現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等で療養を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、一部負担金を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、対象者が市長の指定する医療機関等で療養を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、一部負担金を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 [略]</p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中新座市子ども医療費支給に関する条例第5条第2項の改正規定及び第2条中新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第9条第2項の改正規定は令和4年10月1日から、第3条中新座市ひとり親家庭等医療費支給条例第8条第2項の改正規定は令和5年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新座市子ども医療費支給に関する条例第5条第2項の規定及び第2条の規定による改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第9条第2項の規定は、令和4年10月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例第8条第2項の規定は、令和5年1月1日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

令和4年5月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

子ども医療費、重度心身障がい者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給の方法を改めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。